

「柵地区換地計画事務第4号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和8年8月13日

青森県中南農林水産事務所長

記

1 業務名

柵地区換地計画事務第4号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営柵地区農地中間管理機構関連農地整備事業における換地計画の樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を行うことを目的とする。

(2) 概要

換地計画 一式

確定測量 一式

3 応募資格等

別添柵地区換地計画事務第4号委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添柵地区換地計画事務第4号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4（弘前合同庁舎3階）

青森県中南農林水産事務所

T E L 0172-33-6052

メールアドレス eiji_ogasawara@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小笠原

榊地区換地計画事務第4号委託応募要領

1 業務名

榊地区換地計画事務第4号委託

2 業務の目的

本業務は、県営榊地区農地中間管理機構関連農地整備事業における換地計画の樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

（1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登録されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、土地改良換地士（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 4 項で規定する者）の資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し並びに 5（２）のエ及びオに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

（２）提出期間

令和 8 年 8 月 14 日（金）から同月 24 日（月）まで

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間における同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度から過去 10 年間における 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により 1 部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

（３）提出期間

令和 8 年 8 月 14 日（金）から同月 27 日（木）まで

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去 10 年間の同種業務の実績（同種業務とは、3 に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和8年9月3日(木)までに通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日等を除く。)以内に青森県中南農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎3階)

青森県中南農林水産事務所

T E L 0172-33-6052

メールアドレス eiji_ogasawara@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小笠原

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県中南農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に、書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県中南農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年8月24日(月)(※参加表明書提出期限)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、19,844 千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、青森県中南農林水産事務所長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町 4（弘前合同庁舎 3 階）

青森県中南農林水産事務所

T E L 0172-33-6052

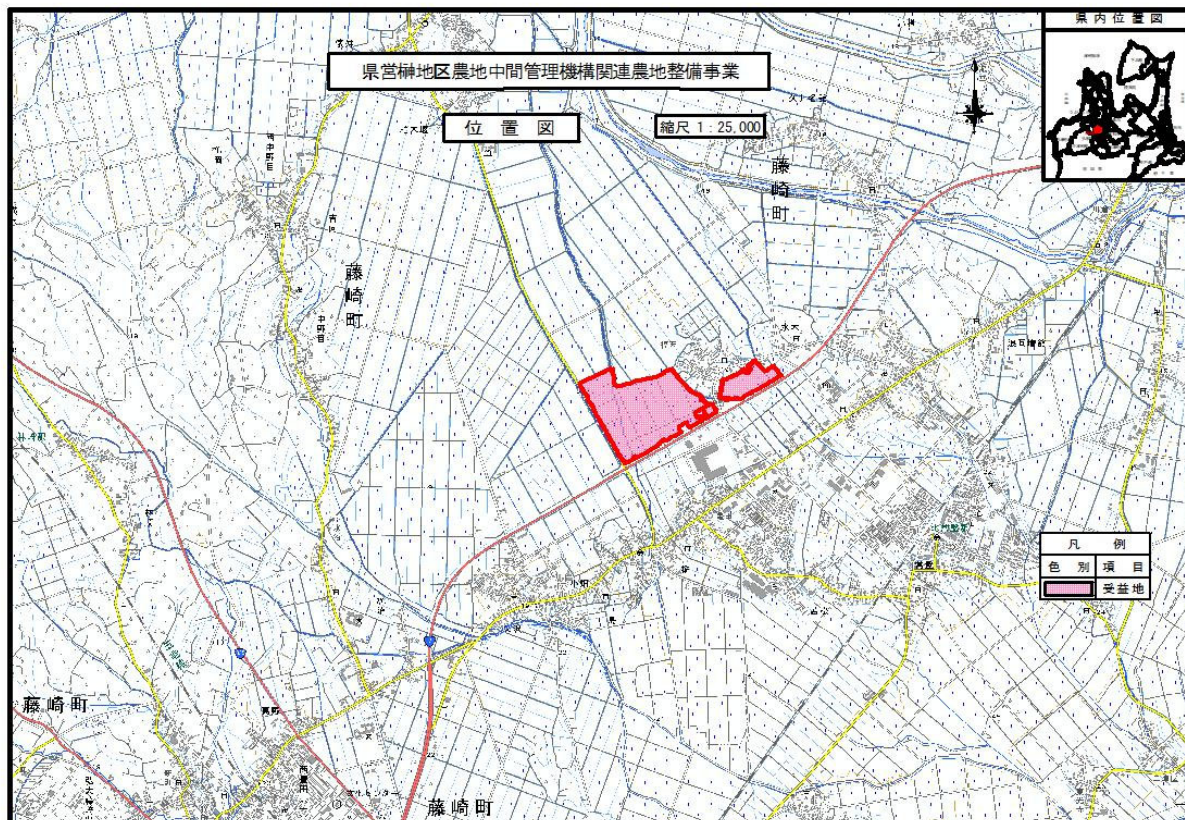
メールアドレス eiji_ogasawara@pref.aomori.lg.jp

担当者 管理課 小笠原

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は、次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

- 2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

特 記 仕 様 書

業 務 番 号： 中農水(整)委託第 23 号

業 務 名： 榊地区換地計画事務第 4 号委託

業 務 場 所： 南津軽郡藤崎町大字榊、大字中島、大字水木
地内外

履 行 期 間： 契約締結日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 19 日

榊地区換地計画事務第4号委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「換地計画事務共通仕様書」によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、榊地区農地中間管理機構関連農地整備事業における換地計画樹立に必要な作業、資料作成等及び対象地域の確定測量を目的とする。

(業務場所)

第3条 業務場所は、南津軽郡藤崎町大字榊、大字中島、大字水木地内外で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第4条 本業務の概要は次のとおりである。
換地計画 一式、確定測量 一式

(履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月19日までとする。

(管理技術者)

第6条 管理技術者は、土地改良換地士（土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第4項で規定する者）の資格を有する者とする。

第2章 作業内容

(作業項目等)

第7条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりである。

(1) 換地計画

業務名	作業項目	作業数量
工事後の土地評価	換地評価	23.3ha
分筆登記	事前打合せ	1 換地区
	権利者立合	11人
	杭打ち	6 筆
	地積測量、図面作成	1.0ha
	分筆登記申請書作成等	6 筆
相続等代位登記	戸籍簿等調査	2 人
	名義人表示変更登記申請書作成	2 人

(2) 確定測量

業務名	作業項目	作業数量
3 級確測基準点測量	作業計画	新設点25点
	踏査選点	
	観測	
	計算整理	
4 級確測基準点測量	作業計画	新設点14点
	踏査選点	
	観測	
	計算整理	
境界調査	準備打合せ	面積27.6ha (変化率 0.0)
	境界標の測設	
	調査図の作成	
一筆地測量	筆界点観測	面積27.6ha (変化率 0.0)
	計算	
	点検整理	
地積測定	計算	面積27.6ha (変化率 0.0)
	成果簿の作成	
	点検整理	

(作業条件)

第8条 本業務の一部は、浅瀬石川土地改良区の換地評価委員会で行うこととする。

2 前項の経費については、以下のとおり委員経費として計上している。なお、委員の日額は、浅瀬石川土地改良区で定める全日当の額で算定している。

(1) 積算上の委員経費基準日額は、次のとおりである。

基準日額 5,000 円

(2) 積算上の委員数は、次のとおりである。

委員 13 人

第3章 成果物

(成果物)

第9条 提出すべき成果物及び提出部数は次のとおりである。

(1) 換地計画

業務名	成果物	部数
工事後の土地評価	土地評価基準	1 部
	等位別価格表	1 部
	土地調査票集計表 (換地)	1 部
	換地土地調査票	1 部
分筆登記	分筆登記嘱託書	1 部
相続等代位登記	代位登記嘱託書	1 部

(2) 確定測量

業務名	成果物	部数
3 級確測基準点測量	観測手簿	1 部
	観測記簿	1 部
	計算簿	1 部
	精度管理簿	1 部
	成果簿	1 部
	確測基準点網図	1 部
4 級確測基準点測量	観測手簿	1 部
	観測記簿	1 部
	計算簿	1 部
	精度管理簿	1 部
	成果簿	1 部
	確測基準点網図	1 部

境界調査	確定測量調査図	1 部
一筆地測量	観測手簿	1 部
	計算簿	1 部
	精度管理簿	1 部
	成果簿	1 部
地積測定	計算簿	1 部
	地目別筆数面積表	1 部
	精度管理表	1 部
	成果簿	1 部

第4章 その他

(定めのない事項)

第10条 この特記仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果物を提出した後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	点
	①過去10年間で5件以上の実績あり	
	②過去10年間で1件以上の実績あり	
	③過去10年間で実績なし	
	技術者評価〔13点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	点
	①過去5年間で3件以上の経験あり	
	②過去5年間で1件以上の経験あり	
	③上記以外	
	(3) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	点
	①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	
	②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	
	③上記以外	
	30点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	点
合 計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「桧地区換地計画事務第 4 号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明情報

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「桧地区換地計画事務第 4 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県中南農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「榊地区換地計画事務第 4 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《又は特定されなかった》ことを通知します。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名： 榊地区換地計画事務第4号委託

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・ 実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・ 記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・ 同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 換地処分に係る事務
- ② ①の事務を行うまでの換地計画の樹立に必要な業務
- ③ ①、②以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 榊地区換地計画事務第4号委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・ 氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・ 企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・ 保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・ 1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・ 記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・ 団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・ 取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・ 資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書（積算内訳）

業務名： 榊地区換地計画事務第4号委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・ 必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・ 作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員（人）						備 考
	主任技師	技師	技師補	助手	補助員	委員	

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	20 ユニット／年 40 ユニット／2 年 60 ユニット／3 年 80 ユニット／4 年 100 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年